



2023年1月19日

各位

上場会社名 北恵株式会社  
代表者 代表取締役社長 北村 良一  
(コード番号 9872)  
問合せ先責任者 経営企画部長 高島 敏治  
(TEL 06-6251-1161)

## (訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

2022年12月28日に開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」について、記載の一部に訂正すべき事項がありました。本日開催の取締役会において、訂正内容にて2023年2月17日開催予定の第64回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、訂正箇所につきましては網掛けを付しております。

### 記

#### 1. 訂正理由

「2. 変更の内容」の記載内容に訂正すべき事項があることが判明したためであります。

#### 2. 訂正箇所

「2. 変更の内容」の第4条、第22条及び第22条第2項、附則第2項

(訂正前)

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 (条文省略) (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 (条文省略) 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。 <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 (現行どおり) (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 (現行どおり) 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。 3. <u>当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(招集権者および議長)

第15条 (条文省略)

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(新設)

#### 第4章 取締役および取締役会

(代表取締役および役付取締役)

第22条 (条文省略)

2. 取締役会は、その決議をもって取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

#### 第5章 監査役および監査役会

(期末配当および基準日)

第36条 (条文省略)

(中間配当および基準日)

第37条 (条文省略)

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱い及び株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(招集権者及び議長)

第15条 (現行どおり)

(削除)

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 (現行どおり)

2. 取締役会は、その決議をもって、代表取締役の中から取締役会長及び取締役社長各1名を選定し、取締役の中から取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

#### 第5章 監査役及び監査役会

(期末配当及び基準日)

第36条 (現行どおり)

(中間配当及び基準日)

第37条 (現行どおり)

(新設)	<b>附則</b> <u>1. 2022年9月1日(以下「施行日」という。)</u> <u>から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条「株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供」はなお効力を有する。</u> <u>2. 本附則は、施行日から6ヵ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>
------	--

(訂正後)

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (条文省略)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 (条文省略) (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (条文省略) 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。 (新設)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 (条文省略)</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会<u>及び</u>取締役のほか、次の機関を置く。 (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 (現行どおり) (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て<u>及び</u>募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり) 2. 株主名簿管理人<u>及び</u>その事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。 3. <u>当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱い<u>及び</u>株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p>

(株主総会参考書類等のインターネット開示と  
みなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(新設)

#### 第4章 取締役および取締役会

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会はその決議をもって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議をもって取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

#### 第5章 監査役および監査役会

(期末配当および基準日)

第36条 (条文省略)

(中間配当および基準日)

第37条 (条文省略)

(新設)

(削除)

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

#### 第5章 監査役及び監査役会

(期末配当及び基準日)

第36条 (現行どおり)

(中間配当及び基準日)

第37条 (現行どおり)

附則

1. 2022年9月1日(以下「施行日」という。)から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条「株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供」はなお効力を有する。

2. 本附則は、前項の株主総会の日から3カ月を経過した日にこれを削除する。